

経 済 産 業 省

令和4年6月2日

管内鉱山 鉱業権者 殿
 鉱業代理人

関東東北産業保安監督部
 鉱山保安課長
 鉱害防止課長

梅雨期及び台風期における保安対策の強化について

本年も、豪雨、長雨等が心配される時期となりました。貴鉱山では、鉱山保安法「自主保安」の精神に基づき、施設の点検を重点的に実施するなど、豪雨、長雨等に対する万全の措置を講じられていることと存じますが、特に、下記事項については、それぞれの鉱山に応じた具体的な点検を行い、適切な措置を講ずるとともに、監視体制を一層強化して災害及び鉱害の未然防止に努めてください。

記

1. 緊急時における保安要員の確保及び監視の強化
(特に夜間における緊急時体制の充実)
2. 緊急時の連絡体制の確立及び周知
(特に夜間における緊急時体制の充実)
3. 応急資材の確保及び整備
4. 露天掘採場の残壁、切羽、貯鉱場等の崩壊・流出防止
5. 露天掘採場における排水施設の整備
6. 鉱山道路の点検の強化
7. 集積場、沈殿池等の崩壊・流出防止
8. 坑廃水処理施設の管理強化
9. 坑口及び旧坑口への雨水の流入防止 (閉そく箇所を含む)
10. 坑内における排水施設の整備、湧水量の変化状況の把握